

# 資料 4

## 【報告事項 2】

◇自家用有償旅客運送（福祉有償運送）  
の登録抹消について

## 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録抹消について

### 【抹消事業者】

- ・特定非営利活動法人 悠ゆうの郷（抹消日：平成29年3月1日）
- ・特定非営利活動法人 十人十色（抹消日：平成29年4月18日）

【参考】自家用有償旅客運送とは（国交省ガイドブックより）

#### 1. 概要

自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則としてバス、タクシー事業の許可が必要とされています。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村やNPO法人等によるボランティア有償運送を認める自家用有償旅客運送の登録制度が創設されています。

#### 2. 種別

自家用有償旅客運送の種別は次のとおりです。

(1) 市町村運営有償運送	
①交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地域において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
②市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障がい者、要介護者であって、市町村に会員登録を行ったものに対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
(2) 福祉有償運送	
NPO法人等が身体障がい者や要介護者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
(3) 公共交通空白地有償運送	
NPO法人等が公共交通空白地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	

## 鳥取市内の自家用有償旅客運送（福祉有償運送）事業者一覧

運送者名	住所	代表者	直近更新登録日	種別	登録番号	登録証有効期間	抹消年月日
1 (NPO) 悠ゆうの郷	鳥取市青谷町戻内153-1	瀧　満	H27.5.11	福祉	中鳥福第1号	H30.5.11	H29.3.1
2 (NPO) 十人十色	鳥取市用瀬町安誠991	岸本 美鈴	H27.5.11	福祉	中鳥福第2号	H30.5.11	H29.4.18
3 (社福) 鳥取福祉会	鳥取市市的場2丁目1	松下 稔彦	H27.5.8	福祉	中鳥福第3号	H30.5.21	
4 (NPO) まるる	八頭郡八頭町宮谷240-24	小河 和泉	H27.7.28	福祉	中鳥福第25号	H30.8.2	
5 (社福) 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2	下石 義忠	H27.7.23	福祉	中鳥福第6号	H30.8.19	
6 一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安1丁目205	高田 誠	H28.10.7	福祉	中鳥福第29号	H31.10.10	
7 (NPO) このゆびとーまれ	鳥取市千代水1丁目37	藤原 美江子	H27.11.18	福祉	中鳥福第35号	H30.12.19	

鳥運輸第415号  
平成29年3月1日

鳥取市生活交通会議 会長 殿

中国運輸局 鳥取運輸支局長



自家用有償旅客運送の登録抹消通知  
【福祉有償運送】

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成27年3月31日鳥運公示第6号）の規定により自家用有償旅客運送の登録の抹消を行ったので通知します。

1. 登録の抹消を行った自家用有償旅客運送者

(1) 名称

特定非営利活動法人悠ゆうの郷

(2) 登録年月日

平成19年5月11日

2. 登録の抹消年月日

平成29年3月1日

鳥運輸第19号  
平成29年4月18日

鳥取市生活交通会議 会長 殿

中国運輸局 鳥取運輸支局長



自家用有償旅客運送の登録抹消通知  
【福祉有償運送】

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月29日鳥運公示第7号)の規定により自家用有償旅客運送の登録の抹消を行ったので通知します。

1. 登録の抹消を行った自家用有償旅客運送者

(1) 名称

特定非営利活動法人十人十色

(2) 登録年月日

平成19年5月11日

2. 登録の抹消年月日

平成29年4月18日